

# 飲用井戸等の衛生対策について (概略)

井戸水、湧水や山水など自然の中に流れる水は、その原水の水質は永久に変わらないものではなく、病原菌による汚染など、周囲の影響を大きく受けて原水の水質が悪化する場合があります。

下呂市では、井戸水、湧水や山水などを飲み水用に利用されている場合や、有効容量が10m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽水道（以下「飲用井戸等」と呼びます。※1）の管理基準や水質検査の実施について、その指針となる「下呂市飲用井戸等衛生対策要綱」を定めました。

対象となる施設をお持ちの設置者、これから新規に設置しようとしている方は、「下呂市飲用井戸等衛生対策要綱」の中から要点をまとめましたのでご覧いただき、適正に管理をしてください。

※1 井戸水等を給水する施設のうち、供給対象人数が101人以上または生活用水の一日最大給水量が20m<sup>3</sup>以上のいずれかに該当する場合は、専用水道の区分となり水道法の対象となります。専用水道に関する規定は「下呂市専用水道及び簡易専用水道に関する取扱規則」をご覧ください。

## 【 衛生管理 】

- ・ 施設の設置者は自らの責任において適正な管理を行わなければなりません。井戸や取水地は、定期的に点検し、清潔にしておきましょう。
- ・ 井戸等の施設には周囲に柵と施錠を設け、フタをするなどして、取水地付近に人や動物が容易に入れないようにしておきましょう。
- ・ 小規模貯水槽水道の施設にあっては、日ごろから貯水槽などの設備に損傷が無いかなどを点検し、貯水槽の清掃を1年に1度は行いましょう。

## 【 検査 】

(定期的検査) 飲用している水が汚染されていないかどうかを確認するために、定期的（1年に1回以上）に水質検査を行ってください。（小規模貯水槽水道を除く）

検査項目 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、その他水質基準項目のうち周辺の状況から判断される項目

※ 水質検査の結果は、5年間の保存をしてください。

(臨時的検査) 日ごろから飲用水の色や味、臭いなどに気を付けて、異常があれば必要な水質検査をすみやかにを行い、安全を確認しましょう。

[水質検査の依頼] 水質検査の依頼は、次の検査機関で行ってください。

1. 厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の内、岐阜県の登録がある方  
(水道法第20条第3項、水道法34場の第2第項)
2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物飲料水水質検査業の岐阜県の登録を受けた方

## 【新たに給水を始める場合は】

- ・ 飲用井戸等を新たに設置する場合は、汚染防止のため上流部や周辺の状況を調査した後に、水道法の水質基準の全項目（50項目）の水質検査を行い、安全の確認をしてください。しかし、その場所が上水道・簡易水道の給水区域である場合は、上水道・簡易水道から給水を受けることをお勧めします。

【 水質の汚染がわかったとき 】

- ・ 水質検査の結果、水道法の水質基準を超える汚染が判明した場合は、設置者はただちに使用を中止し、利用者にその旨を通知すると共に、下呂市と飛騨地域保健所に報告してください。

(担当課) 下呂市役所 上下水道部水道事業課

〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地

TEL 0576-24-2222 (代) FAX 0576-25-3250

飛騨保健所 生活衛生課

〒506-8868 高山市上岡本町7-468

TEL 0577-33-1111 (代) FAX0577-34-8327

